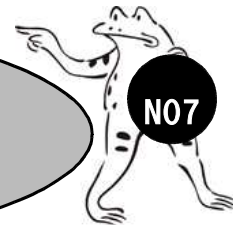


「その支出、ちよつとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2022.10.5



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

－第7回口頭弁論報告－

7月25日午前11時半、京都地裁101号法廷において京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第7回口頭弁論が開かれた。

弁論の概要については、松岡勲さんを書いていただいたとおりであるが、一部補足します（準備書面5の要旨は3ページより）。

〈大嘗祭に関する最高裁小法廷判決が大法廷判決の枠組みに抵触している件〉

政教分離訴訟に関する津地鎮祭訴訟等最高裁大法廷判決(*1)では、政教分離違反かどうかの判断において、①対象行為が社会一般に行われている「習俗」と化し、その宗教性が希薄になっているか否か、②対象行為の宗教的意義について行為者以外の「一般人」がどう評価するか、という判断枠組みで判断されているが、鹿児島県大嘗祭参列違憲訴訟等最高裁小法廷判例(*2)は、いずれもそのような枠組みによる判断をしていない点で大法廷判決に抵触していると指摘した。

〈武蔵野市長交際費事件最高裁判決に抵触している件〉

被告は、本件参列及び公金支出は、「社会的儀礼」であると主張するが、武蔵野市長交際費事件最高裁判決では、儀礼的交際が地方自治体の事務（地方自治法2条2項）に該当するのは「住民の福祉の増進を図る相手方との友好関係、信頼関係の維持増進を図ることを目的としている」場合で、そうでない場合は地方自治体の事務とは認められないと判示した。その判例からも本件参列及び公金支出は、地方自治体の事務とは認められない。

〈横田意見書、ジョン・グリーン「儀礼と権力 天皇の明治維新」〉

今回の弁論にあたり、準備書面5に加え、書証として、横田意見書(*3)、ジョン・グリーン「儀礼と権力 天皇の明治維新」(*4)も提出した。

この準備書面5に被告がどういった反論をしてくるか見ものである。この訴訟もますますおもしろくなってきて目が離せません、傍聴支援をよろしくお願ひします。

(*1)津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料違憲訴訟、空知太神社事件、孔子廟訴訟

(*2)鹿児島県大嘗祭参列違憲訴訟、大分抜穂の儀違憲訴訟、(東京)即位礼・大嘗祭違憲訴訟等

(*3)横田意見書

憲法学者で九州大学名誉教授の横田耕一さんによる意見書。

日本国憲法に政教分離原則が取り入れられた歴史的経緯から、戦前、政治と宗教が結合して問題を生じていた元凶の宗教は、結局のところ「天照大神の裔である祭主天皇崇敬体制」であるとした。大嘗祭はそれに基づく儀式であるので、天皇に対する服属儀礼であり、それに国家や地方公共団体が関わることは憲法上、許されないという趣旨。

(*4) ジョン・グリーン「儀礼と権力 天皇の明治維新」

イギリスの歴史学者ジョン・グリーンさんによる著書。

儀礼が権力関係を構築する働きを有していること、天皇が祭主等として関与する祭祀などの儀礼も天皇と臣民（国民）との権力関係を構築、確認するものであることを立証するもの。

[第7回口頭弁論後報告集会報告]

口頭弁論終了後、弁護士会館で報告集会が開かれたた。

最初に、今回の口頭弁論で原告準備書面5を担当した中島光孝弁護士から、準備書面5についての説明があった。

今回は口頭弁論終了後、進行協議があり、諸富弁護士からその報告があった。

今後の予定として、次回口頭弁論では、被告側からは原告準備書面5に対する反論の書面が提出されるが、原告側からは、引き続き、天皇の宗教と憲法の政教分離原則についての東北大学・佐々木弘通教授の論文による原告準備書面6を陳述し、加えて証人申請をするということが確認された。

以上

高橋 靖（事務局）



京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第7回口頭弁論 傍聴記

松岡 勲

7月25日の京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第7回口頭弁論では、前回被告の第4準備書面に対する原告側の再反論である第5準備書面が提出された。弁論とその後の報告集会での中島弁護士の説明を聞き、裁判は大詰めに入ったとの感を持った。中島弁護士の説明では、次の点が強く印象に残った。（第5準備書面要旨より）

「日本国憲法は天皇から主権者たる地位を奪い、政治権力を奪うという構想、また天皇から神聖不可侵性を奪い、宗教的権威を奪うとの構想のもとに制定された。後者の天皇から宗教的権威を奪うとの構想は、国家の非宗教性ないし宗教的中立性という政教分離原則の一般的な内容のほか、帝国憲法下の日本の歴史的体験の反省にたつて国家機関としての天皇と宗教との結びつきを断ち切るということを描くものであった。

（中略）宮内庁の関与のもとに執行された本件大嘗祭は政教分離原則そのものに反し、またこれに関与した本件各参列及び訴訟は政教分離原則そのものに反し、またこれに関与した本件各参列及び公金支出も政教分離原則そのものに反する。」

後段では、「大嘗祭への知事らの参列が「社会的儀礼」であるとする鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決等が、政教分離規定に関する津地鎮祭事件判決などの4つの最高裁判決に抵触しており、本件の先例たりえないこと」を指摘した。さらに「京都府知事らの参列が地方自治法2条2項の京都府の「事務」に該当するかが問題となるどころ、鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決などは、武蔵野市長交際費事件最高裁判決の解釈ないし解釈姿勢にも抵触し、この観点からみても鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決などは本件訴訟の先例たりえない」と主張した。その上で、「本件各参列及び本件公金支出は、4件の最高裁大法廷判決が示した目的効果基準や総合的判断の枠組みによっても、憲法20条1項後段、20条3項、89条に反すること」を論じた。

弁論の後、進行協議が行われ、次回日程が11月7日に決定された。今回は、今回の原告準備書面に対する被告側反論準備書面を提出され、さらにそれに対して原告側の反論書面が提出される。また証人尋問の原告側証人申請がなされる予定である。

—原告ら準備書面5—

(要旨)

中島光孝弁護士

2022年7月25日

本書面は、被告第4準備書面に対する反論を兼ね、横田耕一・九州大学名誉教授の意見書等を踏まえ、原告らの従前の主張を補充するものである。なお、原告らは本書面の次の書面にて一通りの主張を終え、被告の反論をまって立証を準備する予定である。

1 本書面では、まず、被告第4準備書面における被告の認否内容を確認し、原告らとしては、本件大嘗祭が服属儀礼であり国民主権原則に反すること及び京都府知事らの本件各参列及び本件公金支出が政教分離規定に違反するだけでなく、日本国憲法が構想される際の大前提となった政教分離原則（その主たる目的は国家機関としての天皇と宗教との分離である）そのものに反することに主張の力点を置くべきであることを確認する。

なお、被告は、帝国憲法と日本国憲法の基本構造の比較についての原告らの主張等については概ね認めている。帝国憲法下における大嘗祭が服属慰霊であったことも認めている。

2 次に、本書面では、大嘗祭も儀礼としての一般的特徴を備えており、したがって政治ないし政治権力と結びつく性質をもっており、帝国憲法下での大嘗祭がまさに権力関係を確認する場としての服属儀礼であったことを指摘している。そして、日本国憲法下における大嘗祭も儀礼としての一般的特徴を備えており、それ故、権力関係の確認の場として機能しており、服属儀礼としての性質が払拭されていないことを指摘している。

被告は、「伝統的儀式というものは、古来の方式などを踏襲していても、それが有する意味については時代とともに変化し得るものである」と述べているが、どのように変化している

のか、だれがどのような根拠に基づいて変化させたのか等については何も述べていない。

原告ら準備書面4で詳細に主張したことに加え、大嘗祭が儀礼として政治や政治権力と結びつく性質を有することを否定できないことも服属儀礼であることを裏付ける事情として補充主張する。

3 次に、本書面では、政教分離原則と政教分離規定を区別し、本件大嘗祭、本件各参列及び本件公金支出は日本国憲法を構想する際の大前提となった政教分離原則そのものに反することを主張する。

帝国憲法はその「告文」、「憲法発布勅語」、「(上諭)」、第一章の条文において、政治権力者である天皇が同時に皇祖たるアマテラスの裔であり、かつ自らも神聖な宗教的存在であると位置付けた。

これに対し、日本国憲法は天皇から主権者たる地位を奪い、政治的権力を奪うという構想、また天皇から神聖不可侵性を奪い、宗教的権威を奪うという構想のもとに制定された。後者の天皇から宗教的権威を奪うとの構想は、国家の非宗教性ないし宗教的中立性という政教分離原則の一般的な内容のほか、帝国憲法下の日本の歴史的体験の反省にたつて国家機関としての天皇と宗教との結びつきを断ち切るということを構想するものであった。

また、上記2つの構想は、天皇における公的領域と私的領域の峻別を要請するものであり、日本国憲法の構造もそれに沿ったものになっている。

したがって、天皇はその私的領域においては信教の自由を有し、国家がこれに介入することは許されないが、他方、天皇が公的領域において宗教に関与すること、あるいは国家が天皇の宗教的活動に関与することは政教分離規定の適用を問題にするまでもなく、日本国憲法が構想される前提となった政教分離原則そのものに反するというべきである。宮内庁の関与のもとに執行された本件大嘗祭は政教分離原則そのもの

に反し、またこれに関与した本件各参列及び本件公金支出も政教分離原則そのものに反する。

- 4 そして、本書面では、本件大嘗祭への京都府知事らの参列及び公金支出が政教分離規定に反することを述べる。

その前提作業として、大嘗祭への知事らの参列が「社会的儀礼」であるとする鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決等が、政教分離規定に関する津地鎮祭事件最高裁判決など4つの最高裁大法廷判決に抵触しており、本件の先例たりえないことを指摘している。特に、「社会的儀礼」については津地鎮祭事件最高裁判決及び愛媛県玉串料訴訟最高裁判決が一般的な判断基準のもとに判断しているのに対し、鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決など3つの最高裁小法廷判決はそのような判断基準もなしに大嘗祭への知事らの参列が「社会的儀礼」であるとして政教分離規定に反しないとの結論を導いていることを批判している。

さらに、京都府知事らの参列が、地方自治法2条2項の京都府の「事務」に該当するかどうかの問題になるところ、鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決などは、武蔵野市長交際費事件最高裁判決の解釈ないし解釈姿勢にも抵触し、この観点からみても鹿児島県大嘗祭訴訟最高裁判決などは本件の先例たりえないことを主張している。

そのうえで、本件各参列及び本件公金支出は、4つの最高裁大法廷判決が示した目的効果基準や総合判断の枠組みによっても、憲法20

条1項後段、20条3項、89条に反することを論じている。

- 5 裁判所におかれては、日本国憲法が構想された時点にまでさかのぼって、国家ないし国政の規範たるべき機能を有する憲法の解釈適用というにふさわしい審理と判断を求めるものである。

第8回口頭弁論

日時 11月7日(月) 11時30分～
(30分前正門前集合)

法廷 京都地方裁判所101号法廷
(地下鉄丸太町)

弁論終了後弁護士会館地下ホールで報告会

準備書面5では、「象徴天皇制における政教分離原則は大前提、天皇の宗教活動(皇室祭祀)は天皇の私的領域内に限られ、それらに対する国や地方自治体の関与も一切認められない。そこには「目的効果基準」や「社会的儀礼」の入る余地はない」という新しい論点を展開した。次回の口頭弁論では東北大学の佐々木弘通教授の論文に基づく準備書面6においてさらに詳細に主張・立証の予定。ますます目が離せない!

傍聴よろしく!

第34回政教分離訴訟全国交流集会報告

2022年7/29・30、キャンパスプラザ京都にて第34回政教分離訴訟全国交流集会が開催されました。今年靖国合祀イヤですアジアネットワーク・京都主基田抜穂の儀違憲訴訟団主催での開催です。

東京からは「即・大違憲訴訟」「ノーハブサ訴訟」、京都からは「主基田抜穂の儀違憲訴訟」の報告があり、熱い議論が展開されました。

紙面制約上詳細報告に変え、当日の参加者一同による内閣総理大臣岸田文雄あて「安倍元首相「国葬」に反対する声明」を次ページに掲載致します。

政教分離訴訟全国交流集会参加者による「安倍元首相「国葬」に反対する声明」

内閣総理大臣 岸田文雄 様

安倍元首相「国葬」に反対する声明

岸田首相が、街頭演説中に銃撃を受けて死去した安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に行うことを発表した。歴代最長の8年8カ月間、首相の重責を担い、国際社会の高い評価を受け、国内外から広く追悼の意が寄せられているのを理由とした。

しかし、そもそも故人の追悼という行為は、個人の内心に委ねられるものであって、国家が介入すべきではない。

岸田首相は、国葬の法的根拠について、内閣府設置法4条3項に内閣府の所掌事務として定められている「国の儀式」として閣議決定すれば実施可能との見解を示している。

戦前は国葬対象者などを規定した「国葬令」があり、国家は「国葬」を天皇の権威や国家の思想を国民に刷り込む「儀礼」（ジョン・グリーンのいうところの「権力関係を構築する劇的なイベント」）として利用してきた。戦後は、その反省から思想・信条の自由、信教の自由を保障した現憲法の下で「国葬令」は失効した。これに照らせば、「国葬」が内閣設置法にいう「国の儀式」に当然に含まれると解することはできず、内閣の判断のみで議論もなく「国葬」に国費を支出することは、財政支出に国会の議決を要するとしている憲法83条に反する。

特に安倍氏の場合、その政権運営についての評価は国内でも分れている。米国との軍事一体化を進めたことを米政府関係者が高く評価するのは当然だが、安保関連法については違憲性も指摘されている。また、森友学園に係る公文書改ざん問題、加計学園問題、「桜を見る会」問題を巡る疑惑もいまだに解明されていない。

岸田首相は「暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜く決意を示す」と強調したが、むしろ安倍氏こそ、国論を二分する安保関連法等で強硬採決を重ねたり、上記森友学園問題等では国会で虚偽答弁を重ねる等、誠実に答弁せず、自分に都合が悪くなると国会を閉会し、野党からの憲法上の国会開催要請も無視したりして、国会や憲法を軽視し民主主義を破壊してきたと言える。非業の死を殊更に強調して、負の面には目をつぶり、国を挙げて功績ばかりを強調するような葬儀には到底賛同できない。

われわれは今まで一貫して、国家が、天皇の代替わり儀式である「即位礼」・「大嘗祭」や首相の靖国参拝等の「儀礼」を挙行することによって、国民に国家の特定の思想を刷り込むことが憲法違反であることを訴訟で問い続けてきた。現在も「即位・大嘗祭違憲訴訟」、「ノーハプサ訴訟」、「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟」が係属中である。その観点から、「国葬」とは、国家が特定の人物の死の意味付けを画一的に国民に押し付ける「儀礼」であり、憲法で保障された思想・信条の自由、信教の自由を侵害するもので、断じて許すことはできない。

2022年7月30日

第34回政教分離訴訟全国交流集会参加者一同

トピックス

時代祭資金支出違憲訴訟

この訴訟、新聞記事等すでにご存じの方も多いと思います。私たちの訴訟（主基田抜穂の儀違憲訴訟）京都代理人も担当しています。

時代祭に自治連合会の資金を支出することが信教の自由を侵害するものとして、京都地裁に訴訟を提起していた時代祭資金支出違憲訴訟です。是非注目よろしくお願いします。

下記のとおり第1回期日が指定されました。関心をお持ちの方がいれば、傍聴していただくと幸甚です。

2022年10月20日（木）午後1時15分 京都地裁208号法廷（2階）

京都 “時代祭行列に自治会費” 信教の自由に反すると提訴

京都3大祭のひとつで、平安神宮が行う「時代祭」の呼び物である「時代祭行列」に、自治会の会費を支出するのは信教の自由に反するとして、京都市の男性が自治会に支出しないよう求める訴えを京都地方裁判所に起こしました。

毎年10月に行われている「時代祭」は、平安から明治まで、時代を象徴する衣裳をまとったおよそ2000人が都大路を練り歩く「時代祭行列」が呼び物です。

これについて、祭りは平安神宮の祭礼であり、行列に自治会費を支出することは信教の自由に反するとして、京都市下京区の自治会に所属する伊藤要さんが22日、自治会に支出しないよう求める訴えを京都地方裁判所に起こしました。

訴状などによりますと、行列は学区ごとの自治会、自治連合会が主体となって費用を工面していますが、伊藤さんが所属する植柳自治連合会では、必要な費用870万円のうち、市民の寄付などで530万円を集め、不足分は自治会費を積み立てた基金をあてることになったということです。

伊藤さんは「祭りは有志が支えるべきものでずっと反対してきたが、最後の手段として訴訟に踏み切った」と話しています。

一方、植柳自治連合会では「祭りは地域の伝統行事で、支出は長年、正当な手続きで了承されてきたと認識している。詳しくは訴状を確認して対応したい」とコメントしています。

「時代祭」は、新型コロナの影響で2年連続で中止されていましたが、ことし3年ぶりに実施されることになっています。

インターネット NHK ニュースより

事務局よりの お知らせ

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団

◆ 訴状・準備書面・陳述等書面は当会ホームページをご覧ください。

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

◆ 引き続きサポーター募集中 個人年会費 一口 1,000円

◆ 郵便振込口座番号 00980 8 35073 加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

*領収証は省略させていただきます。振込用紙の受領証を保管ください。別途要領収書の場合は通信欄に明記ください。